（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第三条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

特定装置の種類 ＼ 国及び規則上の国番号	規則番号	ドイツ連邦共和国	フランス共和国	イタリア共和国	オランダ王国	スウェーデン王国	ベルギー王国	ハンガリー共和国	スペイン王国	セルビア共和国	ラグレンド王国及び北アイルランド連合王国	オーストリア共和国	ルクセンブルク大公国	スロバキア共和国	ノルウェー王国	アイスランド共和国	デンマーク王国	ポルトガル共和国	ポーランド共和国	ロシア連邦	ギリシャ共和国	クロアチア共和国	スロベニア共和国	ベラルーシ共和国	モルドバ共和国	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ブルガリア共和国	リトアニア共和国	アゼルバイジャン共和国	北マケドニア共和国	アンドラ公国	欧州連合	オーストラリア連邦	ウクライナ	南アフリカ共和国	ニュージーランド	キプロス共和国	マルタ共和国	大韓民国	マレーシア	タイ王国	アルメニア共和国	モンテネグロ	サンマリノ共和国	チュニジア	ジョージア	ジブラルタル	ナイジェリア連邦共和国	バルバドス	ウガンダ共和国	ウズベキスタン共和国	キルギス共和国
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	34	35	36	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	60	62	63	64	65	66	67	68
第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第百七十七号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。別表第一を次のように改める。別表第一）																																																																
第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第一号の八のペダル踏み間違い発進抑制装置	第百七十五号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	第七十五号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○